

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 8 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2012

課題番号：21520674

研究課題名（和文） 近現代の日本における行旅病人・行旅死亡人に関する歴史的研究

研究課題名（英文） Historical Study on 'Ikidaore' (Persons sick or dying on the Street) in modern and contemporary Japan

研究代表者 竹永 三男 (TAKENAGA MITSUO)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：90144683

研究成果の概要（和文）：

本研究では、①近代日本における「行き倒れ」（行旅病人・行旅死亡人）の実態と救護・取扱法制に関する政府、道府県、市町村の基本史料を全国的に収集し、②それに基づいて、明治維新後の政府・各府県の「行き倒れ」対応法規の成立・展開とその背景を明らかにし、③さらに、行旅病人・行旅死亡人の実態とその救護・取扱の実際を具体的に明らかにし、④以上を通して、「行き倒れ」という視角から日本社会の特質の究明を試みた。

研究成果の概要（英文）：

In this study, we gathered the historical materials about 'Ikidaore' (persons sick or dying on the street) and the laws of handling them in modern Japan. By analyzing them we clarified the background of the enactment of laws concerning 'Ikidaore' after the Meiji Restoration. Moreover we made clear the actual conditions of 'Ikidaore' and the dealing of them. Lastly we tried to find out the the characteristics of modern Japanese society from the viewpoint of 'Ikidaore'.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	200,000	60,000	260,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
2012年度	300,000	90,000	390,000
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：行き倒れ・行旅病人・行旅死亡人・行旅病人及行旅死亡人取扱法・福島県

1. 研究開始当初の背景

「行き倒れ」（行旅病人・行旅死亡人）に

関する研究は、その救護・取扱法制である

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（明治 32

年法律第 93 号)が現行法として引き続き機能していることもあり、社会福祉学・社会事業史・社会学の分野では 1960 年代初頭から行われて、一定の蓄積をもっていた(代表的なものとして、日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、1960 年)。

これに対し、歴史学の分野では、近世史研究において幕藩体制下の法制度とその運用、町・村における「行き倒れ」対応の実態などについての研究が、松本純子氏、柴田純氏、田中真次氏、藤本清二郎氏、町田哲氏らによって進められてきたものの、近現代史分野では、僅かに明治初年の関係法制の成立に関する小川信雄氏の研究を見るに止まっていた(小川信雄「行旅病人取扱規則から行旅病人及行旅死亡人取扱法へー『小菅県伺』以後の『行倒れ』の取扱いー」『千葉県史研究』第 6 号、1998 年)。

こうした中で、本研究代表者の竹永は、かつて 1989 年島根県鹿足郡津和野町役場の『宿直日誌』に「行き倒れ」対応記事があることに注目していた(竹永三男『「行き倒れ」の近代史』『島根史学会会報』第 17・18 号、1989 年)。その後、地方長官会議の歴史的研究を進めるに際して全国の公文書館所蔵の都道府県庁文書を網羅的に調査する中で、福島県行政文書(福島県歴史資料館所蔵)に日露戦後の 1907 年から 1911 年に至る間の、「行き倒れ」対応に関する市町村と福島県当局等との往復文書を編綴した簿冊(全 10 冊)があることを確認し、その検討を通して、近代日本における「行き倒れ」対応法制とその運用実態に関する研究を発表した(竹永三男『「行き倒れ」の近代史ー明治政府・福島県の「行き倒れ」対応法制と日露戦後の福島県における「行き倒れ」事例の検討ー』『部落問題研究』184、2008 年)。

折しも、日本社会の構造的変化の中で「孤独死」「無縁死」が多発していることにジャーナリズムも注目し、本研究の開始と時を同じくしてNHKは「無縁社会」をキーワードとする取材を組織的に行い、その中で「行旅死亡人」に注目した。その成果は、2010 年に「無縁社会」の題目で放送され(NHK スペシャル「無縁社会ー“無縁死”3 万 2 千人の衝撃」2010 年 1 月ほか)、次いで出版された(NHK「無縁社会プロジェクト」取材班編著『無縁社会ー“無縁死”三万二千人の衝撃』文藝春秋、2010 年)。こうして、現代日本社会を「無縁社会」と捉える理解の広まりの中で、「行旅死亡人」も社会的に注目され始めた。

2. 研究の目的

以上のような研究開始時の背景、他分野

での研究の一定の蓄積を前提として、次の目的のもとで本研究を推進した。

- ①近現代日本における「行旅病人」「行旅死亡人」に関する基礎的史料を、政府・内務省文書(国立公文書館)、道府県庁文書(各都道府県公文書館)・市町村役場文書(同前)及び『官報』(行旅死亡人公告)について調査・収集・分析すること。
- ②それにより、明治維新から戦後現段階に至る「行き倒れ」対応法制の成立・展開、その運用及び「行き倒れ」の実態分析を行うこと。
- ③その際、関係史料の豊富な福島県については、「行き倒れ」発生地での現地踏査を行い、「行き倒れ」の実態分析を深めること。
- ④以上を踏まえて、近現代日本社会の歴史的特質の究明に「行き倒れ」研究から迫ること。

但し、研究の進行の中で、戦後日本の「行き倒れ」については、鈴木忠義氏が系統的な研究を継続的に発表されたので、本研究では対象時期を戦前期に絞ることとした(鈴木忠義「路上死にいたる背景ー『行旅死亡人の公告』を通して』『コミュニティ福祉学部紀要』(立教大学)第 11 号、2009 年ほか)。

3. 研究の方法

本研究の方法上の特色は、①「行き倒れ」関係史料の徹底した調査・収集と、②「行き倒れ」発生地での現地踏査である。

この中、①については、国立公文書館所蔵の「行き倒れ」関係文書を、明治維新时期から網羅的に収集したほか、北海道から沖縄県に至る既設の都道府県立公文書館と同相当施設 34 館を直接訪問または目録調査し、その中でとくに「行き倒れ」関係文書の残存状況のよい宮城県・福島県・群馬県・長野県・奈良県については公開史料を網羅的に収集した。この中、前述した福島県歴史資料館所蔵の福島県行政文書中にある関係文書は、全国調査の中でも同館だけに遺されている貴重な文書であった。とくに、その中に編綴されている「行旅病人尋問調書」は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」によって「行き倒れ」対応の第一義的責任を課されている市町村当局が、行旅病人救護・行旅死亡人取扱に要した経費を本人または扶養義務者から回収する目的で、行旅病人に対して本籍・住所・家族関係・出郷理由・行き倒れに至る事情等を詳細に尋問し、その応答の一部始終を克明に書き綴ったものであり、通例は「旅行記」等を書き残さない最下級の行旅病人・行旅

死亡人の実態を「肉声」で記録した稀有な史料であった。本研究の成果は、この福島県行政文書中の「行き倒れ」関係文書を発掘し活用することができたことによるものである。

なお、本文書は、「行き倒れ」人に関する詳細な個人情報の記された文書類（戸籍謄本、医師の診断書、死体検案書等）を含んでいるため、撮影・利用に際してはその点に格別の配慮を行うことを条件として、所蔵館から利用許可を得たものである。

次に、宮城県・福島県・群馬県・長野県・奈良県や全国第二位の「行き倒れ」発生地である北海道については、『道県統計書』中の「行き倒れ」関係統計を収集した。この外、『帝国統計年鑑』『大日本帝国内務省統計報告』についても「行き倒れ」関係統計を収集した。

次に、②の現地踏査については、福島県行政文書で「行き倒れ」発生地が具体的に確認できる事例を抽出し、福島県内の会津・中通り・浜通り（磐城炭田地帯）の3地域でこれを実施し、発生地の地理的環境を確認した。但し、東日本大震災と福島原発事故のため、浜通り中央部の諸地域は立ち入りを制限されたことから、当該地域の踏査は今回は行えなかった。

4. 研究成果

以上の方法に基づく4年間の研究の推進によって、次の成果を得た。この成果は、次項に記したように、史料の収集・分析が進んだ2年目から、毎年の学会報告・学術論文発表で公表している。

①「行き倒れ」関係文書の網羅的収集

政府・内務省については、国立公文書館において、太政官時代から「行旅病人及行旅死亡人取扱法」成立期に至るまで、確認しうる文書のほとんど全てを収集した。

都道府県行政文書については、前述の諸県について、公開されている文書の全てを収集した。全国34の公文書館及び相当施設の調査によると、一般に「行き倒れ」関係文書の保存状況はよくないのであるが、その中でも、前述の福島県行政文書の外に、市町村別の「行旅病死台帳」（群馬県）、太政官期の「行き倒れ」対応に関する府県と内務省との往復記録（長野県）などの特色ある文書群を発掘することができた。

市町村役場文書については、県庁文書の残存状況が比較的良好で、市立文書館で市域内の旧役場文書の網羅的調査が可能な長野県長野市及び松本市を対象とし、両市域内の旧町村役場文書の目録悉皆調査を行った上で、関係史料を収集し

た。

②近現代日本における「行き倒れ」対応法制の展開過程の究明

①の史料調査の成果に基づいて、1871年の太政官布告「行旅病人取扱規則」、1882年の「行旅死亡人取扱規則」、1899年の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（現行法）という近現代日本の「行き倒れ」対応法制の3段階について、その転換要因・展開過程の基本点を明らかにした。その際、救護・取扱対象（行旅病人・行旅死亡人のどれを対象とするか）と費用負担原則（本籍主義か救助籍主義か）に注目するとともに、明治前期については、幕末維新期の「脱籍無産者」取締り政策との関係を明らかにした。

③「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に対応する道府県規則の検討

同時に、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の施行に対応して各道府県で制定された実施規則の制定状況を確認した。

④「行き倒れ」人数の推移と内容の究明

前述の国から府県に至る統計書の調査分析によって、「行き倒れ」発生数の年次推移を、男女別・府県別に明らかにし、男女間の差違（男性が格段に多いこと）、府県間の差違（東京・北海道・大阪など大都市部、炭坑をもつ道県に多いこと）と特徴を析出した。また、関東大震災を筆頭に、大規模な自然災害の中で、「行き倒れ」が激増することも確認した。

⑤「行き倒れ」の実態の分析

本研究開始に先立って発表していた論文（前述の『「行き倒れ」の近代史』『部落問題研究』184, 2008年）で、福島県行政文書を部分的に利用して指摘していた諸特徴（「行き倒れ」人の性別・年齢構成・職業・「行き倒れ」場所等の特徴と男女間の比較、行旅病人と行旅死亡人の比較）を、福島県の関係文書全10冊の全体分析によってさらに精確に究明した。

また、道府県行政文書とは別に、本研究経費によって古書市場で購入した東京府内務部社会課の調査報告『行旅病人行旅死亡人ニ関スル調査』（社会調査資料（第三輯）、1926年。翻刻版の刊行あり）の分析によって、全国最多の「行き倒れ」発生地である東京府の「行き倒れ」の実態を分析・提示した。

⑥「行き倒れ」を通して見た日露戦後の日本社会の特質の分析

前述のとおり最も史料的条件のよい日露戦後の福島県について、「家族」「労働」「地域社会」を分析視角として設定し、家族の崩壊から「行き倒れ」が析出されるとともに、「行き倒れ」の実態の

緩和・深刻化要因もまた家族の在りようであること、「行き倒れ」に至る出郷原因・目的、移動・流浪中の糊口手段に「労働」が深く関係していること（端的には、炭坑・鉱山への集中）、「行き倒れ」対応（行旅病人救護と行旅死亡人取扱）は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づいては基本的には市町村行政が担当しているが、「木賃宿主」などが行旅病人の救護に積極的役割を果たしていることを確認した。

⑦「行き倒れ」発生地の特地踏査による発生地の特徴の究明

福島県内の現地踏査では、前述のとおり、会津・中通り・浜通りの各地を踏査したが、その中、県令三島通庸が推進した三方道路の開削によって山形・越後・北関東との交通の結節点となった会津（旧若松市内、磐梯町ほか）では、温泉街中央部での女性按摩の「行き倒れ」、道路交差点付近の神社での「行き倒れ」事例など、生業・糊口手段と移動経路が「行き倒れ」発生地に深く関係していることを確認した。同じことは、福島県で最も「行き倒れ」発生件数の多い浜通り南部の磐城炭坑地帯でさらに明確になった。具体的には、「行き倒れ」に至る人々がめざす土地、即ち、移動・流浪者を誘引する土地は、全国的には北海道と東京市であるが、福島県内では炭坑・鉱山など直接的な労働機会があるとともに、採掘・運搬などの基幹部門の周辺に存在する多様な労働（炊事・洗濯を含む）を提供するとともに、乞食に対する施与の行われる場がそのような「行き倒れ」集中地であることを確認した。

また、この調査の中で、会津若松市及びいわき市では、行旅病人の救護にあたった「木賃宿」の存在とその状況を聴き取り調査と現場実見によって確認することができた。

以上の成果に加え、本研究期間末期に公開利用が可能になった東京都公文書館所蔵の東京府・東京市の「行き倒れ」関係文書及び「行き倒れ」救護施設であった東京市養育院関係文書の調査を開始した。同館所蔵の「行き倒れ」関係文書は、明治維新时期から戦時下（1941年）に至る膨大な文書群からなるが、その分析によって、前述の東京府内務部社会課調査報告『行旅病人行旅死亡人ニ関スル調査』が明らかにした戦間期の「行き倒れ」実態に先立つ、明治維新以降の「行き倒れ」の実態・対応とその変遷、戦時体制下に至る同様の問題が究明しうると期待される。その調査の完遂と収集史料の分析は、2013年度から交付を受けて

いる次の課題研究（基盤研究(C)「近現代日本の『行き倒れ』に関する地域史的・比較的研究」、研究課題番号・25370775、研究代表者・竹永三男）で行うこととしている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

[雑誌論文] (計3件)

- ①竹永三男, 日露戦後の行旅病人と家族・労働・地域社会—福島県内で行き倒れた250人余の声から—, 日本史研究, 査読有, 607, 2013, 76-93
- ②竹永三男, 近現代の「行き倒れ」(行旅病人・行旅死亡人)の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質, 部落問題研究, 査読有, 201, 2012, 96-139
- ③竹永三男, 近現代の日本における行旅病人・行旅死亡人対応法制の成立と展開—明治維新後の政府・府県の「行き倒れ」対応法規の検討, 部落問題研究, 査読有, 196, 2011, 2-60

[学会発表] (計3件)

- ①竹永三男, 日露戦後の行旅病人と家族・労働・地域社会—福島県内で行き倒れた250人余の声から—, 2012年度日本史研究会大会個別報告, 2012年10月13日, 立命館大学衣笠キャンパス(京都市)
- ②竹永三男, 近現代の「行き倒れ」(行旅病人・行旅死亡人)の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質, 第49回部落問題研究者全国集会歴史Ⅱ分科会, 2011年10月23日, 同志社女子大学(京都市)
- ③竹永三男, 近代日本における「行き倒れ」取扱法制とその行政的運用の諸段階—政府・府県・町村の関係及び「行き倒れ」の実態に注目して—, 法制史学会第62回総会, 2010年5月29日, 東北大学法学部(仙台市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹永 三男 (TAKENAGA MITSUO)
島根大学・法文学部・教授
研究者番号：90144683